

河長福事障第1052号
令和 5年10月 1日

指定就労移行支援事業所 管理者様
指定就労継続支援A型事業所 管理者様
指定就労継続支援B型事業所 管理者様

河内長野市福祉事務所長
(公印省略)

就労移行支援事業及び就労継続支援事業等にかかる在宅利用について（通知）

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記就労移行支援事業及び就労継続支援事業等にかかる在宅利用について、本市の取扱いについては、令和5年11月1日より以下の通りといたしますのでご確認の上ご対応いただけますようご協力お願い申し上げます。

記

- 1、在宅利用に係る取扱いについては、平成19年4月2日障障発第0402001号厚生労働省障害福祉課長通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型・B型）における留意事項について」（令和3年3月30日障障発0330第2号最終訂正）により対応することを基本とし、利用対象者については「在宅における就労移行支援事業ハンドブック」より、別紙「在宅でのサービス利用にかかる留意事項について」を参考に、当該対象者が真に在宅利用に適しているか適切に判断すること。
- 2、在宅利用を対象者が希望する場合には、（参考様式1）「就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）における在宅利用にかかる申立書」及び「個別支援計画書」を河内長野市福祉事務所宛てに、在宅利用開始を希望する日の前月末日までに、提出すること。また、受給者証の更新ごとに提出すること。
- 3、報酬の算定にあつては、「就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）における在宅利用にかかる支援提供実績報告書」の裏面及び記載例を確認の上、必要事項を記載し、サービス提供月の翌月10日までに河内長野市障がい福祉課に提出すること。

お問合せ先

河内長野市 福祉部障がい福祉課支援係
〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号
電話番号 0721-53-1111

在宅でのサービス利用にかかる留意事項について

利用対象者について

就労移行支援事業所においては就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者、就労継続支援事業所においては65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが困難と見込まれる者とする。在宅での実施が本当に最適かつ効果的な方法かどうかを見極めるため、以下の2つの留意点の2つともが当てはまることが望ましい。

<留意点1>通所の困難性

通所が困難であることが就労や訓練を阻害する要因の1つである。

- ①障がいや疾病により、移動そのものに困難あるいは危険が伴う。
- ②移動そのものには問題がないが、自宅以外での場所での訓練や作業について、医療上またはADL上大きな制約がある。あるいは、障がいや疾病により移動後の身体状況の変動が大きく、生活に大きく影響する。

<留意点2>在宅での妥当性

訓練や基本的なプログラムが在宅で効果的に実施できるかを見極める必要がある。

例えば、以下のような内容では、在宅での事業利用の妥当性を注意深く検討することが望まれる。

- ・「服薬管理」が決められた通りできない
- ・「体調不良時」に対処できない
- ・「自分の障がいや疾病の理解」ができない
- ・「感情のコントロール」ができず、混乱し病状等が悪化しやすい
- ・「意思表示」ができない
- ・「就労意欲」「作業意欲」がない
- ・「指示に従わない」で手を休めたり居眠りをする
- ・「指示内容を理解できない」「ひらがなや簡単な漢字が読めない」

このような状況の改善は、対面による日々のきめ細かい繰り返しの支援によってこそ改善が期待されるものであり、訓練の多くを在宅で利用するには難しい場面がある。対面による気づきの機会が少なくなると、事例によっては効果を期待できないばかりか、結果として意欲や様々な可能性を引き出す機会を失ってしまうことにもなりかねないため、安易に在宅利用を選択せず、十分に配慮し注意をはらわなければならない。